

再確認！ 営業店の 事務ミス防止 のポイント

有限責任監査法人トーマツ

J A 支援室 マネージャー 公認会計士 松本 浩志



2005 年監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所。機械製造業、サービス業を中心に国内上場企業および金融機関の会計監査に従事。2015 年より J A 支援室にて J A グループ向けリスク管理体制高度化研修コンテンツ作成、講師等を務める。

1. 事務ミスとは



事務ミスは、事務リスクとして金庫の系統金融機関向けの総合的な監督指針で次のように説明されています。

「事務リスクとは、系統金融機関の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある」

定められたルールや手順を逸脱して正確な事務を怠ることにより、事務ミスが発生します。事務ミスは事故・不正などの発生により、金融機関などが損失を被る事象であるといえます。

事務ミスが発生した場合、訂正・修正・復元などを行う必要が生じ、追加の事務負担が増える内部的な影響が生じます。この他、顧客や外部からの信用を失ってしまう外部的な影響が生じる場合もあります。これら、事務ミスが発生した場合の影響が大きいため、組織にとって事務ミスを防止することが重要となります。

2. 事務ミスを防止する仕組み



単に事務ミスを発生させないことを目的とするだけならば、業務を単純化して単一の業務とする方法も考えられます。例えば、金融機関の窓口を例にすると、預貯金引出し専用窓口、預貯金預入れ専用窓口、送金専用窓口、というように単一の業務に限定したうえで、金額についても一万円札しか取扱いをしないとすれば、事務ミスはほとんど発生しないものとなると考えられます。しかし、多様なニーズへの対応が求められるなかで、サービスが低下すれば、組合員・利用者は来店しなくなってしまうため、組合員・利用者が必要ならば、事務ミスはますます発生しませんが、それでは本末転倒です。

事務ミスを防止するための仕組みを整備する例として、規程の整備および遵守体制の整備、各業務の規程を所管する部署による相談対応、研修、リスク発生部門による自己検査や部署内研修の実施などが挙げられます。そして、これらの複数の仕組みを設定することが、事務ミスを防止する組織体制の整備となります。

【図表1】事務ミスの分類

	事務ミスの概要	顧客への影響	対外信用への影響
軽微	事務ミスが発生したものの、迅速な対応等が行われたことにより組合員・利用者に不利益・被害を及ぼすことなく、内外に影響を及ぼさなかったもの	影響なし	影響なし
中程度	事務ミスにより組合員・利用者に一時的な不利益・被害を及ぼしたものの、または、組合員・利用者に不利益・被害を及ぼす可能性があったもの、対外信用に影響を及ぼす可能性があったもの	一時的な不利益・被害（潜在的なものを含む）	潜在的にあり
重大	事務ミスにより組合員・利用者に重大な不利益・被害を及ぼしたものの、または、顧客に重大な不利益・甚大な被害を及ぼす可能性があったもの、対外信用に影響を及ぼしたものの	重大な不利益・被害（潜在的なものを含む）	顕在化

3. 事務ミスの影響と分類



事務ミスは、その影響の大小によって分類することができます（図表1）。

(1) 軽微な事務ミス

組合員・利用者への不利益被害・対外信用への影響がないものは、「軽微

な事務ミス」として分類されます。

例…経費伝票を入力する際に金額は正しく入力したが「グリーン〇〇

株式会社」と入力すべきところを、「クリーン〇〇株式会社」と入力してしまった。

誤ったのは摘要欄ですので経費の処理自体は適切に行われており、特に対外的な影響はありません。この他、決裁済みの稟議書や手続きが完了した伝票・関係書類などを保管担当部門へ送付する時期の遅れなどが該当します。

(2) 中程度の事務ミス

組合員・利用者に一時的な不利益・被害を及ぼしたものの、または、顧客に不利益・被害を及ぼす可能性があったもの、対外信用に影響を及ぼす可能性があったものは、中程度の事務ミスとして分類されます。

例…送金処理にあたって、「1000円」と入力すべきところを「10000円」と入力してしまった。

この場合、正しい金額の送金とする

訂正処理が必要となります。このような、送金処理を誤ったため金額訂正を行って組合員・利用者への対応も行ったが、送金処理誤りの発生について報告が遅延した場合などが該当します。

(3) 重大な事務ミス

組合員・利用者に重大な不利益・被害を及ぼしたものの、または、顧客に重大な不利益・甚大な被害を及ぼす可能性があったもの、対外信用に影響を及ぼしたものは、「重大な事務ミス」として分類されます。

例…本来送金すべき相手と異なる相手に送金してしまった。

A社に一〇〇〇万円送金しようとしたところ、誤ってB社にその金額を送金した場合、誤って送金したB社には、返金を求めなければなりません。また、本来支払う予定であったA社に対しては直ちに一〇〇〇万円を支払う必要があります。誤って支払ったB社から直ちに返金があるとは限りません。その場合、誤って送金したB社から返金があるまでの間、一〇〇〇万円余分に資金負担が生じます。

この他、不祥事や法令違反のほか、重要書類の誤廃棄や紛失などが該当します。

4. 事務ミスと不祥事の関係



事務ミスが多く発生していると、それは不正の隠れ蓑となります（図表



マネロン等対策の強化に係る近時の動向

ガイドライン改正等を踏まえて



稲葉総合法律事務所

パートナー弁護士 鈴木 正人

2002年弁護士登録。2010年ニューヨーク州弁護士登録。同年から2011年末まで金融庁・証券取引等監視委員会事務局 証券検査課 課長補佐、専門検査官。主に金融機関向けに金融・保険、証券規制・情報等に関する助言、コンプライアンス支援、反社会的勢力対応・マネーロンダリング対策、行政対応、金融関連訴訟などを担当している。



はじめに

二〇一九年度が開始し、新元号の「令和」が公表されました。一方で金融業界では、マネロン・テロ資金供与対策の重要性が高まっています。報道によると二〇一九年三月には仙台市内の銀行や都内の信用金庫を舞台に海外マフィアの関与が疑われるビジネスメール詐欺で日本人が逮捕される事件が発生しました。同年六月には大阪でG20サミットの開催が予定されており、マネロン・テロ資金供与対

策が議題にあがる可能性があります。

そして同年一〇月一月にはからFATF第四次対日相互審査にて個別金融機関へのヒアリングも予定されています。

このような中で近時、日本国内でもマネロン・テロ資金供与対策の強化・充実に関する動きがあります。本稿では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「GL」という)の改正、同庁による疑わしい取引の参考事例の更新、全国銀行協会が公表したGLを踏

まえた普通預金規定・参考例について解説します。

なお、文中の意見にわたる箇所は筆者の個人的な見解であり、筆者が所属し、または所属する組織・団体等の見解ではありません。

GLの改正

金融庁は、二〇一九年四月一〇日にGLの改正(以下、「本改正」という)を公表し、同日に適用しました。これは、「顧客管理」の項目において、顧客のリスク評価を「対応が求めら

れる事項」として明確化することなどにより、金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策の実効的な態勢整備を図るものとされています。主な内容を次に説明します。

(1) マネロン・テロ資金供与対策に係る基本的な考え方

まず、本改正GLI-1には、次の文言が追加されました。

「テロ資金供与対策については、テロの脅威が国境を越えて広がっていることを踏まえ、金融機関等においては、

テロリストへの資金供与に自らが提供する商品・サービスが利用され得るという認識の下、実効的な管理態勢を構築しなければならぬ。例えば、非営利団体との取引に際しては、全ての非営利団体が本質的にリスクが高いものではないことを前提としつつ、その活動の性質や範囲等によつてはテロ資金供与に利用されるリスクがあることを踏まえ、国によるリスク評価の結果（犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」）やFATFの指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずることが重要である。

このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとす

る国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要である」

これは国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書がNPOの悪用リスクを記載したことや大量破壊兵器に関する拡散金融リスクへの対応について、国内外の法規制等（外為法（注）や国際テロリスト財産凍結法）を踏まえた態勢整備の必要があることを改めて明確化したものです（本改正に係るパブリックコメント（以下、「回答」という）二頁一〇番）。

（注）外国為替及び外国貿易法

(2) リスクの特定

次に、本改正GLⅡ・2(1)は、リスクの特定の項目で、次のような記載を示しました（※傍線部が改正箇所）。

「検証に際しては、国によるリスク評価の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等に

ついても適切に勘案すること
で、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの
特徴に応じた業態別の分析の
双方を十分に踏まえることが
重要である」

各業態別の分析ですが、例えば、金融庁が二〇一八年八月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」では業態別の分析が示されています。また、FATFが同年一〇月に公表した生命保険分野や証券分野に関するリスクベース・アプローチに関するガイドラインも参考になります（回答三頁一二番参照）。

(3) 顧客リスク評価

さらに、本改正GLⅡ・2(3)(ii)は、顧客管理の項目の【対応が求められる事項】において、次の項目を追加しました。

「⑥商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テ

ロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること」

これはすべての顧客に対してリスク評価を求めるものです。顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等との例示もあり、このような顧客類型ごとの評価も許容されると考えられます。

なお、【対応が期待される事項】における顧客リスク格付は、「顧客類型ごと」ではなく個別の「顧客ごと」にリスクを評価する手法となります（回答五頁二四番）。

また、本改正GLⅡ・2(3)(ii)は、顧客管理の項目の【対応が求められる事項】における、⑨継続的な顧客管理の実施に関して、次の項目を追加しました。



解説

農業者支援のために知っておこう 地理的表示(GI)法の 最新改正と国際的背景



浅野国際特許事務所 I I I S 副所長
アグリ創研株式会社 代表取締役社長
浅野 卓

一級知的財産管理技能士（全専門業務）。
知財戦略、ブランド戦略、標準化戦略に
詳しい。農林水産省国立研究開発法人審
議会専門委員、中央サポートセンター6
次産業化プランナー、首都大学東京大学
院非常勤講師、法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構登録調停人（民泊・
農家民宿）を現任。主著に、『実践知的
財産法』『ビジュアル知的財産マネジメ
ント』。

二〇一五年六月に施行された
特定農林水産物等の名称の保護
に関する法律（以下、「法」と
いう）ですが、平成二八（二〇
一六）年と平成三〇（二〇一
八）年に改正がありました。平
成三〇年改正は、二〇一九年二
月一日より施行されています
（改正前を「旧法」、改正後
を「改正法」という）。

1 GI制度のおさらい

表示です。

ここでいう「農林水産物等」
は、食用の農林水産物および加
工飲食料品、ならびに、政令で
定める農林水産物（観賞用の植
物、工芸農作物、立木竹、観賞
用の魚、真珠）および政令で定
める加工品（農林水産物から製
造・加工した飼料、漆、竹材、
精油、木炭、木材、畳表、生
糸）です。酒類や、医薬品、医
薬部外品、化粧品、再生医療等
製品は除かれますが、6次産業
化の産品も含まれます。

また、その「特性」は、生産
地や生産方法に由来しているこ
とが必要です。特性は、①風
土・自然環境のような「地域
性」、②生産方法・技術・工夫
のような「取組み」、③歴史・
文化のような「伝統性」によっ
て生み出されます。そのため、
「地域性」「取組み」「伝統性」
を介して、特性と生産地が密接
不可分に結びつくことになり、

産品に対するグッドウィル（非
顧客吸引力）が生産地に帰着す
るというメリットがあります。

GI制度は、特定農林水産物
等（以下、「GI産品」という）
の名称を保護するとともに、国
がその品質を保証（お墨付きを
付与）する制度です。そのた
め、GI制度を利用すれば、初
めからGIという「器」に、国
がお墨付きを与えた特性等を
「中身」として入れられるため、
非常に効率的にプラスのブラン
ド・エクイティ（資産的価値）
を蓄積できます。また、国のお
墨付きであるがゆえに、事業者
が示すブランド・アイデンティ
ティと顧客が抱くブランド・イ
メージとの間にずれが生じない
というメリットもあります（詳
しくは拙稿（本誌五四四号一六
（二二頁）参照）。

次に、GI制度の改正点を手
続面と登録後の効果の面から整
理します。また、参考までに、
生産業者・生産者団体にとって
の影響の大きさも、大・中・小
の三段階で示しました。

2 手続きに係る改正点

(1) 申請等の手続き（改正後）

「生産業者」を直接・間接の構成員とする「生産者団体」が明細書を作成のうえ、農林水産大臣に申請し、審査を経て登録されます（図表1）。登録後、生産者団体は、①明細書の変

更、②生産が明細書に適合して行われるために必要な指導・検査、③実績報告書の提出等の生産行程管理業務（法二条四項）を行います。前記の点や登録要件、申請書類は、改正前と変わ

りません。次に、改正点について解説し

ます。

(2) 方式審査・申請公示

影響：中 ★☆☆

申請後遅滞なく、申請GI産品の名称などが公示されます（改正法七条四項）。

また、改正前は、方式審査で生産者団体に欠格事由がある場合にのみ、登録拒否されていた（旧法八条一項、一三条一項一号）。今後は、方式審査で申請書類に形式上の不備があったり、重要事項の記載が不十分な場合、補正命令がなされ、補正しないと申請却下される可能性があります（改正法七条の二）。

(3) 明細書変更の承認等

影響：小 ★☆☆

登録後の明細書の変更登録（旧法一六条）の手続きがなく、登録事項の変更登録（改正法一六条）と、明細書変更の承認（改正法一六条の二）の手続きに分かれました。生産者団体の名称・住所・代表者・連絡

先の変更等は、明細書変更の承認で済みます。

(4) 平成二八年改正

影響：小 ★☆☆

平成二八年改正の多くは、平成三〇年改正で整理・統合されました。平成二八年改正での追加条項のうち、残っているのは、相互にGIを保護しあう外国のGI産品の指定についての法二三から三二条と、関係行政機関の協力について定めた法三六条です。

日EU経済連携協定（以下、「日欧EPA」という）の発効により、EU側のGI七一産品、日本側のGI四八産品が相互に保護されます。

農水省の資料によれば、①複合語のGIの一部が普通名称と認識されているため、当該部分にはGIの保護が及ばないもの（単体での使用は可）として、カマンベール、ブリー、エメンタル、モッツアレラ、プロヴォローネ、チェダー、エダム、ゴーダが挙げられ、②複合

農業者支援のために知っておこう 地理的表示（GI）法の最新改正と国際的背景

解説

【図表1】GI登録申請の手続き

